

平成30年4月1日から、遠隔診療に係る保険ルールが変わります（特例措置について）

平成30年4月1日から保険診療のルールが変わり、特定医療の受給者証を持っているような難病患者様だけしか、保険で遠隔診療をすることができなくなりました。 ※**自費診療であれば、遠隔診療を行えます。**

ただし、平成29年12月31日までに治療を開始した患者様については、特例として下記の要件の元、従来通りのルールで遠隔診療を継続可能とするという救済措置が設けられています。

電話等による再診

定期的な医学管理を前提として行われる場合は算定できない。ただし、平成30年3月31日以前に、3月以上継続して定期的に、電話、テレビ画像等による再診料を算定していた患者については、当該医学管理に係る一連の診療が終了するまでの間、当該再診料を引き続き算定することができる。

上記条文では、何をもって医学管理が終了したと判断するか等の基準が明確にされていないため、例えば1ヵ月以上診察を受けていない期間ができたことでもって、病気の管理が一旦終了したと保険請求の審査で判断される場合も考えられます。そのため、保険診療の継続を希望される方は、医師の指示通り受診間隔（電話診察も含む）していただくよう、お願いします。